

「食」の自立支援事業

＜対象者＞

栄養改善が必要な者のうち、下記のいずれにも該当する者。

- ①中津市内に住所を有する高齢者（65 歳以上）であること。
- ②一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者。

＜概要＞

高齢者のみの世帯に配食(お弁当の配達)を行う事で、食生活の改善と安否確認を行います。安否確認を兼ねておりますので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。配達時に安否確認ができなかった場合は、緊急連絡先になっている方やその他関わりのある方（※）に安否確認のご協力をいただいております。

※ 介護保険事業所(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・サービス事業所)
社会福祉協議会、民生委員など

＜利用回数＞

月曜日～金曜日の昼食又は夕食を1日1回、最大週3回まで

＜負担金額＞

- 1食500円（一般）
- 1食300円（低所得者世帯※）

※ 低所得者世帯とは、非課税世帯で世帯全員の年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の世帯、もしくは、生活保護世帯。

令和7年7月以降は80万円以下を80万9000円以下と変更する。

これは、国が介護保険料等における基準額を、80万9000円（旧：80万円）とした（令和7年4月施行）ため。

＜配達事業所＞

対象者のお住まいになっている校区により、配達する事業所が決まっています。

配達地域	配達事業所
南部・北部・豊田	NPO 法人ぴいあ
沖代・小楠・如水・和田 鶴居・大幡・三保・今津	宅配・介護のあいあい、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー、ワタミの宅食、
三光	宅配・介護のあいあい、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー
本耶馬溪	宅配・介護のあいあい、宅配クック123、イート トゥゲザー
耶馬溪	耶馬溪料飲業組合
山国	宅配・介護のあいあい、イート トゥゲザー

（配達業者については令和7年6月現在）

＜開始までの流れ＞

1. 市介護長寿課または地域包括支援センターにお電話にてお申し出ください。
2. 地域包括支援センター等(※)が対象者と日程調整のうえ、自宅訪問し、どのような生活をしているか聞き取り調査（アセスメント）を行い、さらに申請書の作成も支援します。
3. 2 の調査結果及び申請情報をもとに市が審査を行い、安否確認および栄養改善が必要と判断すれば、利用決定通知書を郵送します。利用決定通書にて、配食の開始日や負担金額をお知らせします。決定通知の内容をプラン作成者などにも情報提供してほしい場合は、2 の調査表にその旨記載してください。

※ 令和6年度より居宅介護支援事業所も聞き取り調査（アセスメント）及び申請書の作成支援ができます。調査費用2000円／件を市に請求するには、市との委託契約が必要となります。契約手続きは、調査前に行う必要がありますので、早めに市担当者へご相談ください。

＜配食のアセスメント時の注意事項＞

◆ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業「ヤクルト」(※)を利用している場合

ヤクルトを利用している場合は、ヤクルトの配達日（週3回）と配食や介護保険サービスが重なってはいけません。まずは担当(高齢者福祉係 ☎62-9807)にご相談ください。

※ヤクルトの配達による安否確認。

◆「介護保険サービス」を利用している場合

通所・訪問の介護保険サービスと配食利用日が重複しないように調整をお願いします。また、介護保険サービスの利用日が変更になった場合には、配食サービス利用日も見直し(※)を行い、配食利用日と重複しないようにお願いします。

※ 配食サービス利用日を変更する時は、利用変更（廃止）申請書の提出が必要です。

◆栄養改善配食サービス

医師の指示等により、腎臓機能低下や糖尿病、低栄養の場合は、週6日の治療食を提供するとともに、栄養士の訪問指導を行っています。このような状態の場合は重篤化するリスクも高く、頻回の安否確認も必要と思われます。そのため、介護保険サービス利用日と配食利用日が重複していても可とします。ただしサービス利用時間と配達時間が重複している場合には不可とします。

◆安否確認と緊急連絡先について

この事業で行う安否確認とは、「弁当配達時に手渡しができなかった場合に配達業者が緊急連絡先に報告する」というものです。

アセスメント票に緊急連絡先を記入する際には、日中の対応が可能な電話番号の記入をお願いします。また、調査時に緊急連絡先へ電話して、緊急連絡先の方が、「現地確認が可能な方」なのか「電話連絡にて市の報告を受けるだけの方」な

のかのご確認をお願いします。

さらに、緊急連絡先が「電話連絡にて市の報告を受けるだけの方」しかいない場合は、安否確認できない報告が来た時に、その方が「現地確認が可能な方」を捜して連絡をとっていただくことを納得してもらってください。

鍵がかかった室内で倒れていて救急搬送されるケースも多々あります。緊急連絡先に繋がらない場合は、警察介入になるかもしれません。

緊急連絡先の対応が、救命に繋がりますので、その重要性を調査時に説明してください。

<キャンセルは2日前まで>

お弁当は配達の日より2日前より食材の購入などの準備をしますので、配達日に手渡しで受け取れない時は、2日前までに配達業者に電話連絡をお願いします。急な外出で電話連絡が遅れた場合は負担額500円（低所得300円）の支払いが発生します。

<配食の廃止、曜日や業者の変更>

利用変更（廃止）申請書を市に提出していただきます。また、それによりキャンセルが発生する場合は、2日前までに配達業者に電話連絡をお願いします。

廃止になるのは、本人の希望、入所、死亡等の他、同居者により高齢者のみの世帯ではなくなった場合です。死亡の場合は、遺族が市役所のおくやみコーナーにいらした時に廃止の申請書を出していただいています。

<各機関連絡先>

名称	担当地域	電話番号
地域包括支援センターいずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
地域包括支援センター三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
地域包括支援センター創生園	豊田・沖代	24-6015
地域包括支援センター村上	北部・南部	23-0833
地域包括支援センター社協	三光・本耶馬溪 耶馬溪・山国	26-4040
介護長寿課 介護予防係	中津市全域	62-9805

※地域包括支援センターには、「高齢者相談支援センター」の愛称もあります。

<中津市ホームページ>

配食関係の資料を掲載しています。

【URL】

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024030100071/>

【QRコード】



<電子申請フォーム（ロゴフォーム）>

押印不要のため、電子申請が便利です。

新規申請フォーム

聞き取り調査（アセスメント）を行った地域包括支援センター等が入力します。
アセスメント内容も入力できます。

【QR コード】



【URL】 <https://logoform.jp/f/G8DK1>

（注意）栄養改善配食サービスは特例のため、電子申請では受け付けていません。

利用変更（廃止）申請フォーム

「申請者欄」には入力した人（※）の住所や担当者名・連絡先を入れます。

※地域包括支援センター等が入力した場合は所属の情報を入れてください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/uwKY2>

【QR コード】



利用変更（廃止）申請フォーム-栄養改善配食サービス-

【QR コード】



【URL】 <https://logoform.jp/f/AYjee>